
プロジェクト	資金決済時法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い
項目	適用時期の検討

本資料の目的

1. 本資料は、現在審議を行っている実務対応報告（以下「本実務対応報告」という。）の適用時期について検討することを目的としている。

事務局提案の要約

2. 本実務対応報告の適用時期及び経過措置について、次のとおり提案している。

- (1) 本実務対応報告の適用時期

原則的な適用時期：公表日以後適用とする（早期適用については、公表日以後適用し、遡及適用を求めるため不要と考えられる。）。

- (2) 経過措置

特段の経過措置を設けない。

適用時期の検討

（経緯）

3. 資金決済時法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱いを新規テーマ提言として受けた際に、本実務対応報告は、2022 年 6 月 3 日に成立した「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 61 号）により改正された「資金決済に関する法律」（平成 21 年法律第 59 号。以下「改正資金決済法」という。）の施行日にあわせて開発を進めることとしていた。
4. 当該改正資金決済法は、「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」の公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日に施行されるため、改正資金決済法は 2023 年 6 月までには施行されることが見込まれる。

5. 今後、本実務対応報告の公開草案を公表し、現在審議を行っている実務対応報告の最終化が2023年中（2024年3月期の期中）である場合、当該最終化は、改正資金決済法の施行月（遅くとも2023年6月）を超える可能性がある。

（原則的な適用時期の検討）

6. 本実務対応報告の開発に着手した時点では、法令の施行日以後適用することを想定していたが、現在審議を行っている実務対応報告の最終化が2023年中（2024年3月期の期中）である場合、原則的な適用時期については、次の候補が考えられる。

- (1) 公表日後最初に開始する3月決算（2024年4月1日以後開始する事業年度を想定）の期首から適用する。（案1）

- (2) 公表日以後適用する。（案2）

7. 本資料第6項の（案1）を採る場合、公表日後最初に到来する3月決算の期首において、当該期首における発行残高又は保有残高に対して、原則として、本実務対応報告の遡及適用を求めることになる（企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第24号」という。）第6項(1)）。また、（案1）を採る場合、次のメリット、デメリットがあると考えられる。

- (1) メリット

本実務対応報告に関して、一定の周知期間及び準備期間を設けることができる。

また、電子決済手段の取得（発行）・払戻しは、一定の頻度で繰り返し行われる可能性があるため、仮に、本実務対応報告の公表時点で、電子決済手段が発行されていた場合、期首からの適用とする方が、電子決済手段の保有側の取得時から期末時までの一連の会計処理又は発行側の発行時から期末時までの一連の会計処理の適用関係が分かりやすいと考えられる。

- (2) デメリット

原則的な適用時期までの期間が空くことにより、原則的な適用時期までは本実務対応報告を適用しないことも可能であるため、本実務対応報告で定める会計処理等と異なる会計処理が行われる可能性がある。この場合、財務諸表の比較可能性が損なわれる可能性がある。

このデメリットは、早期適用を認めることにより、早期適用をする企業については解消できる。しかしながら、早期適用は任意であるため、早期適用しない企業に関しては、このデメリットが残ることとなる。

8. 本資料第6項の(案2)を採る場合、公表日における発行残高又は保有残高に対して、原則として、本実務対応報告の遡及適用を求めることになる。また、(案2)を採る場合、次のメリット、デメリットがあると考えられる。

(1) メリット

改正資金決済法の施行日により近い時期に適用され、より早期に財務諸表の比較可能性が確保されることが考えられる。

(2) デメリット

本実務対応報告は、電子決済手段の保有側の会計処理として、取得時、移転時又は払戻時及び期末時の評価を定めている。また、発行側の会計処理として、発行時又は払戻時及び期末時の処理を定めている。仮に、財務諸表作成者が最終化される本実務対応報告と異なる処理を想定していた場合、公表日から即時に適用できない可能性がある。

9. 改正資金決済法の施行後、電子決済手段の発行がなされる可能性があるため、本実務対応報告を可能な限り早い時期に適用することができることのニーズが高いと考えられることや、本実務対応報告に定める会計処理に複雑さがなくその適用の困難さはないため特段の準備期間は必要ないと考えられることから、(案2)の公表日以後適用することとしてはどうか。

経過措置の検討

10. 企業会計基準第24号第6項(1)では、「会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」が行われた場合、会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められていない場合には、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用することが求められている。
11. 仮に、改正資金決済法の施行日から本実務対応報告の原則的な適用時期までの間に、電子決済手段の発行又は保有が行われる場合に、従前の会計処理を認める経過的な取扱いを認めるかどうか論点となる。
12. この点、電子決済手段については、本実務対応報告の適用後における発行残高又は保有残高に対して同一の会計処理が行われている方が財務諸表の理解可能性が高まると考えられることや遡及適用のコストも高くないと考えられるため、特段の経過的な取扱いを設けないことが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント

本資料第9項に記載の原則的な適用時期及び本資料第12項に記載の経過措置に関する事務局提案についてご意見を伺いたい。

以 上